

大 個 審 第 5 号
(答 申 第 3 3 4 号)
令 和 元 年 5 月 9 日

大阪府警察本部長 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 柳 井 健 一

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成31年4月22日付け犯本第569号で諮問のあった「被疑者の勾留時における通知制度」(別紙記載の福祉事務所及び大阪府子ども家庭センター(以下「福祉事務所等」という。))に係る大阪府個人情報保護条例第8条第2項第9号に規定する個人情報の目的外提供について、生活保護の二重支給を防止するため被收容者情報を提供するという本通知制度の公益性に鑑み、また、これまでの試行実施の検証において、本通知制度が実際のニーズに即した迅速な生活保護を阻害することがないことが確認され、被收容者情報を目的外に提供することについての相当性が認められたことから、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じ、慎重に実施することを前提に、本通知制度の本格実施への移行を認めることを答申する。

記

- 1 本通知制度の目的は、收容期間における二重支給の防止にあるのであって、不正受給を解消する目的で行うものではないことを、福祉事務所等とともに十分周知すること。その際、被保護者に対する偏見を助長することがないように、福祉事務所等とともに併せて十分説明すること。
- 2 本通知制度の趣旨について被保護者の十分な理解を得られるよう努め、また、本格実施後においても実際のニーズに即した迅速な生活保護を阻害することがないように、福祉事務所等とともに常に検証すること。
- 3 実施機関が、被收容者情報を取り扱う際、警察本部において個人情報を集約する職員を最小限度に限定するなど、個人情報の管理について厳正に取り扱うこと。
- 4 実施機関から個人情報の提供先である福祉事務所等に收容事実を伝達する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、福祉事務所等と検討した上で厳格に定めること。
- 5 福祉事務所等において、実施機関から提供された情報と生活保護情報とを突合した結果、生活保護の支給事実がないことが判明した場合は、福祉事務所等に対し、迅速かつ確実に当該個人情報を消除するよう求めること。

- 6 本通知制度の運用について常に検証を行い、個人情報の取扱いに問題や疑義が生じた場合には、直ちに制度の運用を休止し、当審議会に報告すること。
- 7 本通知制度の運用状況について、おおむね1年後を目途に、当審議会への報告を行うこと。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、近藤亜矢子、長谷川佳彦

別紙（福祉事務所等）

福 祉 事 務 所		大阪府子ども家庭センター
岸和田市福祉事務所	大東市福祉事務所	池田子ども家庭センター (豊能町・能勢町)
豊中市福祉事務所	和泉市福祉事務所	
池田市福祉事務所	箕面市福祉事務所	岸和田子ども家庭センター (忠岡町・熊取町・田尻町・岬町)
吹田市福祉事務所	柏原市福祉事務所	
泉大津市福祉事務所	羽曳野市福祉事務所	富田林子ども家庭センター (太子町・河南町・千早赤阪村)
高槻市福祉事務所	門真市福祉事務所	
貝塚市福祉事務所	摂津市福祉事務所	
守口市福祉事務所	高石市福祉事務所	
枚方市福祉事務所	藤井寺市福祉事務所	
茨木市福祉事務所	泉南市福祉事務所	
八尾市福祉事務所	四條畷市福祉事務所	
泉佐野市福祉事務所	交野市福祉事務所	
富田林市福祉事務所	大阪狭山市福祉事務所	
寝屋川市福祉事務所	阪南市福祉事務所	
河内長野市福祉事務所	島本町福祉事務所	
松原市福祉事務所		